

障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究

研究代表者 内山 登紀夫（大正大学心理社会学部臨床心理学科）

【研究要旨】近年広がりを見せている障害児者支援の事業所には、この第三者評価は義務化されていないが、サービス事業所間の支援の質の格差が大きいことが課題となっており、第三者評価導入の必要性が指摘されている。しかしながら、任意で受審する既存の第三者評価の仕組みは、十分に普及しているとはいいがたく、評価に使用する項目の作成だけでなく評価者の養成方法、また、評価方法としての普及促進のための方策もあわせて検討する必要がある。本研究では、第三者評価の仕組みの検討のために、（1）全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価を調査し、（2）スコットランドにおける福祉サービスの第三者評価システムと、日本医療機能評価機構における第三者評価システムについての情報収集を行った。そして、（3）障害児に関わるサービス評価の内容分析と評価項目を検討し、「外部評価」の項目とシステムを開発し、（4）評価者養成方法およびその評価を実施した。全国 41 か所の障害児支援施設の外部評価試行を実施し、（5）その実施可能性、および（6）外部評価の総合的段階評価を検討した。当事者の意見を収集するために、（7）Web アンケートにより（7）障害児支援の質を評価するための項目について、保護者視点に基づく重要度評価をしてもらい、項目の再検討の資料とする。（8）第三者評価の普及推進活動の検討を検討するために、障害児通所支援事業所の外部評価におけるフォローアップの必要性とそのあり方、に関する検討を行った。本研究により、障害児支援のサービスの質を評価するための外部評価項目およびシステムが開発され、我が国における実施可能性が検討された。

【研究分担者】

小澤 温（筑波大学）
松葉佐 正（熊本大学医学部附属病院）
渡辺 顕一郎（日本福祉大学）
堀口 寿広（国立精神・神経医療研究センター）
安達 潤（北海道大学）
稲田 尚子（帝京大学）

A. 研究目的

社会福祉基礎構造改革により、利用者本位の社会福祉サービスの確立と福祉サービスの質の向

上が目標として明示されるようになっている。このような流れを受けて取り組みの始まっている福祉サービス第三者評価は、「社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価」であり、サービス事業所の支援の質を対外的に示すだけではなく、虐待などの不適切な支援を防止する事業所内部の改善ツールとして用いることも期待されている*¹。

近年広がりを見せている障害児者支援の事業所には、この第三者評価は義務化されていないが、

サービス事業所間の支援の質の格差が大きいことが課題となっており、第三者評価導入の必要性が指摘されている。しかしながら、任意で受審する既存の第三者評価の仕組みは、十分に普及しているとは言いがたく、評価に使用する項目の作成だけでなく評価者の養成方法、また、評価方法としての普及促進のための方策もあわせて検討する必要がある。サービス利用者（児童およびその家族）の満足度は当然のこととして、児童福祉サービスが国民の理解と協力に基づき提供されている事実を踏まえ、サービスの説明責任（アカウンタビリティ）に応えられる評価方法という視点が必要である。サービス事業者の自主的な取り組みを促すためにも客観的な基準に基づき適切なサービスを提供している事業者を認証していくような仕組みが必要である。

そこで、本研究では、客観的な手法に基づき検証を経た障害児支援の第三者評価方法を提示することを目的とする。目的を実現するため課題を以下にわけてチームで検討する。（1）仕組みの検討、（2）評価項目の検討、（3）評価者養成講座の開発・実施、（4）①～③に基づく評価モデル・パッケージ案の作成、（5）現場施設における評価の試行、（6）評価者養成講座の試行、（7）⑤～⑥に基づく有効性の検証・改良、（8）普及推進活動の検討を行う。

B. 研究方法

第三者評価の仕組みの検討のために、（1）全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価、および東京都福祉サービス評価推進機構を調査し、（2）スコットランドにおける福祉サービスの第三者評価システムと、日本医療機能評価機

構における第三者評価システムについての情報収集を行った。（3）障害児に関わるサービス評価の内容分析と評価項目の検討、（4）評価者養成方法の開発と評価に関する研究、（5）外部評価の実施可能性に関する検討、（6）外部評価の総合的段階評価に関する検討、（7）障害児支援の質を評価するための項目：保護者視点に基づく重要度評価、（8）第三者評価の普及推進活動の検討：障害児通所支援事業所の外部評価におけるフォローアップの必要性とそのあり方、に関する検討を行った。詳細は各研究分担報告書に記す。

C. 研究結果と考察

第三者評価の仕組みの検討（1）：全国社会福祉協議会福祉サービス第三者評価

全国社会福祉協議会は、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織に対する支援を行う機関である。本研究では全国社会福祉協議会の第三者評価ガイドラインの示す第三者評価の方法を文献およびヒアリングを通して概観することにより、その特徴と課題を把握し、今後障害児者福祉に関する外部評価システムを構築するための参考にすることを目的として行った。具体的には、概要、第三者評価の意義と目的、予算、評価システム、評価項目、評価の方法、評価機関と評価者、受審方針、費用・負担軽減と受審促進、受審率、評価者養成の仕組み、評価結果等の公表と活用、という観点でその特徴を把握した。これらの結果を踏まえ、今後全国社会福祉協議会の第三者評価事業と共存しつつ、我が国が目指すべき外部評価の枠組みに関して、（1）コンサルテーションと第三者評価、（2）利用者評価、自己評価、第三者

評価、(3) 受審率問題とインセンティブ、義務化をめぐって、(4) 評価会社の選択と評価者、および評価の信頼性について、(5) アウトカム指標、(6) 事業者のニーズと負担、(7) 利用者のニーズ、について考察を行った。

第三者評価の仕組みの検討(2)：東京都福祉サービス評価推進機構

我が国の代表的な第三者評価機関である東京都福祉サービス評価推進機構の評価の枠組みについて、その長所と改善点を把握し、今後の外部評価システムを構築するための参考にすることを目的として行った。ヒアリング、文献検討、インターネット検索を行い、概要、予算、評価の方法、評価機関と評価者、評価者、受審方針、費用・負担軽減と受審促進、受審率、評価者養成の仕組み、評価内容、評価の表示方、評価制度の運営、評価結果等の公表、という観点から特徴を把握した。その結果を踏まえて、(1) 評価会社の選択と評価者、(2) 利益・費用の問題、(3) 長所と改善点、という点について考察した。

スコットランドにおける福祉サービスの第三者評価システムと、日本医療機能評価機構における第三者評価システムについての情報収集、並びに、九州地区の児童福祉施設に対する評価試行

スコットランドでは福祉サービス基準が改定され、2018年から新たに施行されている。新しい基準 Health and Social Care Standards は完全に当事者主体のものであり、改善 improvement と柔軟な対応 flexibility と革新 innovation を奨励している。1年目に、本 Standard について情報収集を行った。また、同国の第三者評価機関 Care Inspectorate (Dundee 市) を訪問し、福祉事業所に対する第三者

評価のあり方について情報収集を行った。評価の眼目は、①良いリーダーシップ、②良い職員、③利用者と事業所間の良いコミュニケーションであった。

さらに、異分野における第三者評価の先行事例として、日本医療機能評価機構による病院機能評価について、情報収集を行った。同評価機構では現在第3世代 Version2 が運用されている。ストラクチャー、プロセス、アウトカムの3つの評価項目のうち、重点は近年ストラクチャーからプロセスに移行した。2年目は、協力者の方々に研究班での評価者養成講座を受講いただき、九州地区の5箇所の児童福祉施設において、第三者評価(「外部評価」と改称)の試行を行っていただいた。うち3施設では、医療型障害児入所施設に対する評価を行った(評価結果は、班全体の報告書に反映されている)。

また、スコットランドの福祉サービス基準 Health and Social Care Standard の全訳を行った。

障害児に関わるサービス評価の内容分析と評価項目の検討

本研究の目的は、障害児支援サービスの第三者評価に関わる既存の文献・資料の検討と整理、その中における障害児支援サービスの第三者評価項目の内容と特徴の整理をふまえて、障害児支援サービスの実態に即した外部評価項目の基礎資料を作成することを目的とした。

平成29年度は、障害児支援サービスとして、放課後等デイサービスと(福祉型)障害児入所施設を対象として、第三者評価項目の検討を行った。その結果、障害児支援サービスの第三者評価に関わる文献・資料の検討では、既存の第三者評価項目ごとの評価に対しての評価基準は出来てきても課題があることが示された。これらの課題をふまえて作成した放課後等デイサービスおよび(福祉型)障害児入

所施設外部評価の項目では、①子どもを主体とした理念・方針、②日常的な生活（生活支援）、③人・社会との関わり（地域支援）④家族との関わり（家族支援）から構成することの必要性を提案した。

平成30年度は、国内と海外の第三者評価資料を参考に、利用者視点による外部評価項目の基礎資料案を作成した。その後、作成した外部評価項目案をもとに障害児支援の事業所の関係者に対して面接調査を実施し、組織マネジメントの視点から子ども視点への気づきについてはナラティブ分析、事業所種別については事例-コード・マトリックス法で分析した。また、子どもの権利条約と障害者権利条約と外部評価の基礎資料案との突合作業を行い、医療、福祉、教育現場の専門職に対してエキスパートレビューを実施し項目案の内容的妥当性を検討した。

評価者が利用者視点から評価することを意識するために、可能な範囲内で評価項目の主語を「子ども一人一人は」に統一した。作成した外部評価案の関係者への面接調査の結果、職員が子ども一人一人の視点から支援を見直すことの重要性が明らかになった。また、本来保障されるべき子どもの権利保障が、生活する場所（事業所別）や障害種別、障害の程度などを配慮することによって、困難な現状が示唆された。さらに、外部評価案の作成のための専門職へのエキスパートレビューを18回開催し、障害児支援のサービスの実態を評価するための5領域（子ども一人一人を主体とした事業方針、日常的な生活、人との関わり、子どもと家族との関わり、社会との関わり）、33評価項目とする外部評価の基礎資料を作成した。

評価者養成方法の開発と評価に関する研究

障害児の福祉サービスについて外部評価を行うものを養成する研修に必要な事項について、国内外

の制度を参照するとともに、全国の運営適正化委員会等から意見を収集した。キャリアパスの視点から養成研修の受講者の要件として「実務経験または施設管理者の経験」と「3年ないし5年」という数値の組み合わせで検討することが適切と考えた。この要件で養成研修を行いマニュアルを作成した。評価項目の実用性を高める目的で評価者を対象としたアンケートにより評価項目の改善点について意見を収集した。受講者の要件に合わせたプログラムを組みモデルケースを用いた評価を行うことにより評価項目への理解を深めること、アンケートの回答をもとに項目の説明を見直すなどすることにより、評価項目の実用性を高めることができると考えた。

外部評価の実施可能性に関する検討

本研究では、研究班で作成した外部評価項目および外部評価システムを用いて、実際に全国の障害児支援施設40施設に対して、外部評価の試行を行うことを目的とした。ベストプラクティスを実施していると、研究班員2名以上から推薦された全国の障害児支援施設20施設の責任者に対して、研究班で決めた6つの理念それぞれを具体的に実現するための方法について、Webアンケートを用いて自由記述で回答を求めた。得られた回答についてKJ法を実施し、小澤班で作成された33項目の基礎項目を足して120項目の素案を作成した。その後、Webアンケートに回答した協力者16名に対して、集合型の調査会を実施し、120項目について、障害児支援施設のサービスの質を評価するための項目としての過不足や改善案を尋ねた。得られた意見をもとに研究班で調整を行い、101項目が提案され、評価者養成講座で区別が難しい

と指摘された項目を除いた100項目が外部評価の試行で使用された。

外部評価の試行は、主任研究者、研究分担者、評価者養成講座参加者のいずれかまたは複数で1～2名で1日かけて行った。事業者インタビュー、支援場面の直接観察、個別支援計画書等の関連書類の閲覧、保護者を含む利用者の意見聴取を実施し、複数の情報源からの情報をもとに外部評価項目それぞれに対して2、1、0の3段階で評価した。その結果、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、入所施設（医療型）、入所施設（福祉型）の5種類の施設種別すべてに対して、計41施設に対して外部評価が実施された。事業者の自己評価、外部評価者の外部評価の結果を検討するために、外部評価100項目それぞれの評価結果（2、1、0）得点分布を求めた。また、障害児支援施設の外部評価者が2名で試行を行った場合には、外部評価の単純一致率を求めた。さらに事業者の自己評価と外部評価者の外部評価結果の単純一致率を求めた。

事業者の自己評価と外部評価者の外部評価の得点分布をみると、分布が2に大きく偏っている項目が複数みられた。これらの項目について、文言を修正する、あるいは基準項目としてそれらの項目で1または0が評価されている場合には、より詳細に評価を実施するまたはより低い総合評価になるなど、項目の重みづけをする必要性が示唆された。外部評価者間の単純一致率は46～88%の範囲をとり、平均70%であった。適度な信頼性を有していると考えられる。事業者と外部評価者の単純一致率は0～100%の範囲、平均51%であり、一致率には大きなば

らつきが見られた。事業者と外部評価者の単純一致率が平均51%であったことから、外部評価項目の妥当性とシステムの有効性が示唆された。この評価が一致しない項目については、より丁寧に対話することにより、サービスの質を向上するための切り口になりえるのではないかと考える。

外部評価の総合的段階評価に関する検討

本研究は質の高いサービスを提供する児童福祉施設の増加に寄与することを目指している。本年度は、研究班が作成した外部評価を児童福祉施設41施設に対して試行した。評価は研究分担者、研究協力者および施行評価者養成講座の受講者の1名以上が施設を訪問し1日以上かけ外部評価項目に沿って事業所インタビュー、支援場面の観察、個別支援計画等関連書類の確認、および利用者の保護者からの聞き取りを行なった。外部評価協力者と研究班との合議を実施した30施設に対して、各児童福祉施設が提供するサービスの質を暫定的にA～Dの4段階で総合的な評価を行い、その施設およびサービスの質の概要を記述した。

A、B、C、Dの総合評価を受けたのは、それぞれ3、11、15、1施設であった。研究班で作成した外部評価のシステムは、児童福祉施設のサービスの質を総合的に分類することができ、また、A評価が多いとされる第三者評価との差別化もなされていることが示唆された。C評価を受ける施設数をもっとも多かったが、事業者に結果をフィードバックする際に、4段階中の3番目であることを伝えることにより、サービスの質向上に対する事業者のモチベーション

を損なう可能性が危惧された。この外部評価のシステムは、単に査定するだけでなく、児童福祉施設のサービスの質の向上に寄与することを意図しているため、総合的段階評価を5段階評価にするなど、今後の検討点が明らかになった。

障害児支援の質を評価するための項目：保護者視点に基づく重要度評価

障害児支援施設の支援の質を評価するための外部評価の項目案に対して、当事者の意見を収集することを目的として、障害児をもつ全国の保護者にアンケート調査を実施した。外部評価の項目案に対して、とても重要であるから全く重要ではないまで5件法でWebアンケートにて回答を求めた。1～138名（男：女=10：128）から回答が得られ、ほとんどの項目で重要であると判断された。とりわけ重要度が高いと判断されたのは、障害特性に基づく支援、個別のニーズに基づく支援、ほめられる機会と失敗しても修正できる機会があること、支援者から穏やかな声で対応されていること、保護者と支援者の適切な情報共有であった。一方、重要度が低いと判断されたのは、3項目のみであり、ボランティアの受け入れ、できるだけ失敗せずに学ぶこと、祖父母への心理教育であった。以上の結果より、外部評価項目案に対して、保護者は重要であると判断し、項目の妥当性が確認された。とりわけ、障害特性および個別のニーズに基づく支援に対して、重要度の認識が高かったことから、支援の第一歩として、障害特性と個別のニーズに対するアセスメントが重要であると考えられる。重要度が低いと判断された項目に対しては、今後修正するあるいは削除するなどを検討するための資料が得られた。

第三者評価の普及推進活動の検討：障害児通所支援事業所の外部評価におけるフォローアップの必要性とそのあり方

障害児支援分野における第三者評価（本研究では「外部評価」と呼ぶ）の普及推進活動のあり方について、先行研究において指摘されている既存の「第三者評価」の課題を踏まえた上で、4か所の放課後等デイサービス事業所に対する調査を実施し、以下の結論に達した。①外部評価の客観性や公平性が担保されていることが必須であり、そのために評価者の質を保証するための養成講座や研修等のあり方を明確にしていくことが重要である。②受審に係る事業所側の事務的負担については、業務に支障が生じることがないように配慮すると共に、費用負担についても公的に援助していくなどの推進策を講じる必要がある。③利用者に対する外部評価の認知度や有用性を高めていくためには、WEBだけでなく、専門職による丁寧な説明を行い、保護者が特に重視する内容（活動内容、保護者対応、職員の専門性など）を中心に公表することが望ましい。④支援の質的向上を図るためには、外部評価によって客観的に見出された課題等が具体的に改善されるように、事業者に対する評価後のフォロー（アドバイス、事後研修、コンサルテーションなど）を評価プロセスに組み込むことが望ましい。上記④の調査結果に示されているように、外部評価については、受審後に具体的な支援の質的向上に結び付くようなフォローアップが必要とされている。障害児通所支援事業所2か所においてフォローアップを試行的に実施し、その必要性及び課題等について調査を行った結果、下記のような結論に達した。①受審後のフォローアップは、職員の専門性を高める機会となり得ることから、現場の課題等を具体的に解決する方策と

して有効であることが示唆された。②外部評価とその後のフォローアップを一体的に実施し、支援の質的向上を図るためには、外部評価の結果について職員間で十分に共有し、研修やコンサルテーションにおいて扱う課題や内容等に関するニーズを明確にした上で、フォローアップを行うことが重要である。③事業所側の負担については、評価項目の多さなどに加え、受審日等に向けて職員の出勤を調整するなどの現実的な課題が挙げられる。業務に差支えがないように外部評価やフォローアップを行うためには、より簡易な受審方法や、研修等に参加するための代替職員の確保等について更なる検討が必要である。

D. 結論

本研究では、客観的な手法に基づき検証を経た障害児支援の第三者評価方法を提示することを目的として実施された。国内外の第三者評価のレビューやインタビューを経て、(1) 仕組みの検討、および(2) 評価項目の検討が行われ、(3) 評価者養成講座が開発された。(4) これらに基づく外部評価モデル・パッケージ案が作成され、(5) 我が国の現場施設における評価の試行が実施され、(6) 外部評価システムの実行可能性が検討され、さらに(7) 普及推進活動の検討が行われた。我が国の実情に見合った外部評価システムが開発、実施され、一定の有用性が示された一方で、また今後の課題も明らかになった。

E. 研究発表

別紙のとおり

F. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし

平成 30 年度厚生労働省障害者政策総合研究事業

障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究

障害児支援施設外部評価試行

評価マニュアル

評価用紙

外部評価試行概要

外部評価施設：

外部評価日：

外部評価者：

- 施設種別： 放課後等デイサービス
 児童発達支援施設
 保育所等訪問支援
 入所施設（医療）
 入所施設（福祉）

- 主な利用者： 知的障害
 発達障害
 身体障害
 重症心身障害
 その他

施設概要

- ・職員総数 () 名
- ・児童発達管理責任者 () 名
- ・常勤職員 () 名
- ・非常勤職員 () 名

外部評価試行 評価基準

- 2：日常的にできている；よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
1：時々、部分的にできている；「2」に向けた取組みの余地がある状態
0：全くできていない；「1」以上の取組となることを期待する状態
9：非該当

A. 事業所の体制		情報収集方法：主にインタビュー
項目	評価	着眼点
1. 事業所は、実務経験が継続5年以上の支援者を配置している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達管理責任者の障害児支援の経験年数（年） ・児童発達管理責任者以外の障害児支援の経験が5年以上あるスタッフの人数と割合
2. 事業所は、心理士、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士などの専門職を配置している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・専門職の配置の有無（職種： ） ・専門職の職員割合
3. 事業所は、ホームページやSNS等で事業所に関する情報を適切に発信している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・事業所パンフレットの有無 ・提供している活動が分かりやすいか ・現在の利用者の声を載せていないかどうか（倫理面への配慮） ・写真等を掲載する場合の同意取得
4. 事業所は、定期的に支援者研修を実施している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ研修の有無 ・スタッフ研修の頻度 ・研修資料
5. 事業所は、支援者に、経験値に応じた頻度でのスーパービジョンやコンサルテーションを受ける機会を提供している。	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・内部でのスーパービジョンやコンサルテーションの有無とその内容 ・外部のスーパービジョンやコンサルテーションの有無とその内容
6. 事業所は、専門職のOJT（On the Job Training）による職員研修を行っている ※OJTとは、日常業務を通じた職員研修のこと	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT研修の手法を理解できているか尋ねる ・個別支援場面でのOJTの有無 ・集団支援場面でのOJTの有無
7. 事業所は、支援者に外部の研修会に参加して専門性を高める機会を提供しており、勤務時間内での研修受講を認めている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・外部研修の機会を勤務時間内に認めているかどうか
8. 事業所は、支援者に、虐待・身体拘束の研修に参加する機会を提供している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待・身体拘束の研修会への機会提供の有無（名中 名参加）
9. 事業所は、他事業所の見学、交換研修を行っている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・他事業所の見学、交換研修の実施の有無 ・交換研修の内容
10. 事業所は、新人研修のためのプログラムを計画し、また定期的に支援者のスキル習得の程度を確認している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・新人研修プログラムの関係資料の有無 ・定期的にスキル習得および維持の度合いを確認する資料の有無
11. 事業所は、必要な研修を実施した上で、ボランティアを受け入れている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア受け入れの有無 ・ボランティアへの事前研修の有無 ・ボランティア研修資料

解説

児童発達管理責任者以外に、少なくとも1人は障害のある子どもの支援を5年以上支援した経験があるかを確認する。障害児支援に未経験のスタッフだけでないことを確認する。少なくともスタッフの1割程度は5年以上の経験を持つことが望ましい。児童発達管理責任者であっても、障害のある“大人”の経験があるのみで、子どもの支援経験は少ないことがある場合に留意する。

これらの専門職は子どもの障害特性に応じて常勤あるいは非常勤で配置されていることが望ましい。例えば、身体障害の子どもに対しては作業療法士が、コミュニケーション障害のある発達障害時の子どもには言語聴覚士が配置されていることなどである。これらの専門職はガイドラインでは必須ではないが、子どもの障害特性に応じた配置が望ましい。

保護者が適切な事業所を選択できるように、事業所は積極的に情報を公開する必要がある。保護者にとって必要な情報が得られるようにホームページやSNSなどでわかりやすく情報発信しているかどうか、発信された情報が事業所の実態を正確に反映しているかをチェックする。

支援者研修とは、事業所内で実施する支援時間外の支援者対象の研修会のことである。外部講師による研修会も含まれる。支援者の支援の質を向上させるために、事業所は定期的に研修を行っているかを確認する。支援者が研修に参加していることを書類などで確認する。すべての支援者が年に1回以上の研修を受けていることが必要。(ガイドライン)

定期的に支援者研修を行うことは重要であるが、支援者のスキルや経験年数は様々であり、支援者の経験値に応じた頻度や内容のスーパービジョンやコンサルテーションを受けているかを確認する。初心者もベテランも同じ内容のスーパービジョンやコンサルテーションになっていないことが大切である。

この項目はスーパービジョンの一部である。初心の支援者が子どもを支援する能力を向上させるためには実際の療育現場で、経験者によるOJTを行う必要がある。経験の乏しい支援者に任せきりになっていないかを確認する。個別支援の現場であれば、経験者がオーバーラップして支援に入り指導する機会があるかどうか、集団支援の現場であれば、経験者が適宜指導する機会があるかどうかを確認する。

事業所スタッフの支援の質を向上させるために、事業所はスタッフに対して国や都道府県、民間の主催する外部研修への参加を推奨しているかスタッフ、事業者などに確認する。すべてのスタッフが年に1回以上の外部研修を勤務時間内に受けていることが望ましい。

ガイドラインでは虐待防止委員会の設置や虐待防止のための研修会への参加、やむを得ない場合の身体拘束の手順等が示されている。虐待防止、安易な身体拘束の防止のために研修会への参加がなされているかを記録などで確認する。(ガイドライン)

子どもの支援について当該の事業所の独善にならないように、他事業所の見学、交換研修(事前に取り決めた事業所間で講師を派遣して研修を実施すること、合同での事例検会等)を行うことが望まれる。

新人の研修プログラムが提供されているか、また研修によって実際にスキルが向上しているかどうかの検証を行っているかを確認する。ガイドラインでは「従業者等の資質向上を図るため、研修を実施する措置を講じなければならない」とあるが、本項目は特に新人研修に焦点を当てている。まったく療育や保育の経験のない新人に対しては、より丁寧な指導が必要だからである。研修日数、研修内容、新人の能力をどのように検証しているかを評価する。

ボランティアであっても、障害のある子どもに接する以上、一定の知識、スキル、倫理観が求められる。ボランティアに対しても一定の研修をした上で受け入れているかを確認する。

B. 支援者の専門性：基礎知識とスキル		情報収集方法：主にインタビュー
項目	評価	着眼点
12. 支援者は、運動・認知・言語・情緒の定型的な発達についての基本を理解している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 始語、指さし、独歩、簡単な「見立て遊び」などは何歳でできるようになるかなど
13. 支援者は、対象児をアセスメントする適切なツールや方法を理解し、アセスメントするスキルを有している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフォーマルアセスメントとフォーマルアセスメントの違い ・ フォーマルアセスメントの種類 ・ 使えるアセスメントツール
14. 支援者は、子どもが問題行動を起こす理由を理解し、問題行動を軽減するためのスキルを有している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動の問題が起きている理由を特定できているか ・ 行動の問題のきっかけを除去しようとしているか ・ 行動の問題の後の対応は適切か ・ 代替行動の指導を計画しているか ・ 行動の深刻度・危険度に応じた対応ができているか ・ 対応の手順書などを書面にしているか

解説

支援者は運動・認知・言語・情緒の定型的な発達についての基本を理解しているかを確認する。定型発達において代表的なスキルが達成される年齢についての知識や各年代で何ができて何ができないかについて把握しているかどうかの評価の視点になる。例えば1歳で始語、指さし、独歩、簡単な「見立て遊び」ができることなどの知識が問われる。

子どもの障害特性やニーズにあったアセスメントを行っていることを確認する。インフォーマルアセスメントとフォーマルアセスメントの両方が必要である。事業所独自の評価方法によっても良いが、定評のあるツールについて一定の理解をしているかも確認する。具体的なツール例としてはM-CHAT、PARS-TR、VineInd-II適応行動尺度、SM式、ビネー検査、WISC、PEP-3、CARS、J-MAP、ABBLS、VB-MAPPなどがあげられる。

支援者は、子どもの行動が問題となる場合、原因を評価し、問題性を軽減させるスキルを有しているかどうかを確認する。子どもが「問題行動」を生じたときに単に叱責する、説得する、親のしつけのせいにするなどの不適切な対応をとらずに、障害特性や環境要因を考慮した対策をとれる能力を持っているかを把握する。

C. 支援者の専門性：アセスメントに基づく支援一個に応じた支援とライフコース		個別ファイルとインタビュー
項目	評価	着眼点
15. 子ども一人一人の個別支援計画は、個別のアセスメントに基づいて立案されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画策定のためのアセスメントにインフォーマルアセスメントおよびフォーマルアセスメントの両方を実施しているか ・支援計画の社会的妥当性
16. 子ども一人一人は、日常生活での適応状況が評価され、また適応を促すための支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の適応状況を評価するための方法を知っているかどうか ・評価しているかどうか ・適応を促すための支援が計画されているか
17. 子ども一人一人は、自分の長所が把握され、それに基づいた支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画に反映されているか
18. 子ども一人一人は、自分の嗜好（好み）が把握され、それに基づいた配慮ある支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの嗜好に関する記述の有無
19. 子ども一人一人は、個別の障害特性に配慮された支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・個別ファイルに診断名の記載の有無 ・記載がない場合、子どもの特性を見立てるためのアセスメントおよび情報収集を行っているかどうか ・障害特性に配慮した対応例について確認
20. 自立に向けて、子ども一人一人は、障害について十分な理解に基づいた適切な支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・自立の定義 ・障害特性の把握の有無 ・障害特性を踏まえて定義した自立をどう支援するか
21. 子ども一人一人は、視覚的理解と聴覚的理解の優位性の確認と配慮に基づいた支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的理解と聴覚的理解の優位性に関する記述の有無 ・その優位性に基づいた配慮に関する記述の有無
22. 子ども一人一人は、適切なコミュニケーションの方法を学んでいる	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントされているかどうか ・設定されている目標が妥当かどうか ・支援機器の有無 重心 インタビュー

解説

子ども集団全体に画一的な指導をしているのではなく、子ども一人一人の個別のアセスメントに基づいた課題設定や環境設定がなされているかが要点である。個別支援計画の内容が複数の子どもで同じだったり、類似しているような場合は改善が必要になる。個別のアセスメントとしてはフォーマルなアセスメント（知能検査、PEP-3TTAP、vineland II, PAPSなど）とインフォーマルなアセスメント（子どもの行動観察、保護者の意見など）の両方がされていることが望ましい。

子どもの発達支援においては、日常生活での適応度を上げることが目的となる。適応状況をインフォーマルアセスメント、フォーマルアセスメントいずれかによって評価し、適応を促すための支援ができているかを確認する。行動上の問題の低減と、それに資するスキル獲得の指導が肝要である。

個々の子どものアセスメントにより長所を把握し、長所を活用した指導を行っているかどうかを確認する。障害のある子どもであっても、苦手な面だけでなく、必ず長所を持っている。例えば自閉症スペクトラムの場合は音声言語の理解は苦手でも視覚認知や記憶力が優れていることが多い。長所に基づいた支援を行っているか、そのような意識を支援者がもっているかを確認する。

遊びや食事、運動などについて一人ひとりの子どもの嗜好を把握した上での支援をしているかをみる。例えば、遊びや食事の場面で子どもが好みのものを選択できるような配慮がされているかを確認する。

障害種別によって障害特性が異なる。自閉症スペクトラム、知的障害、運動障害、重心、てんかん、視覚障害、聴覚障害などの障害特性はそれぞれ異なり、障害特性に応じた配慮が必要になる。障害特性について十分な理解があるか、障害特性に配慮した支援を行っているかどうかを確認する。

子ども一人一人の成長発達は違う。子どもを理解した上で合理的配慮と適切な支援が行われる必要がある。障害について十分な理解に基づいた適切であることを評価する。

障害のある子どもの認知特性は定型発達の子どもの異なることがある。例えば、自閉スペクトラム症の子どもは視覚優位のことが多く、限局性学習症の子どもの一部や視覚的理解より聴覚的理解が優れていることがある。聴覚障害や視覚障害を合併している場合は、それぞれに配慮する必要がある。そのような配慮がなされているかを確認する。

子ども一人一人のコミュニケーションの手段や方法は違う。必要に応じてコミュニケーションツールなどを使用し、子ども一人一人の能力や障害特性に応じて適切なコミュニケーションの方法について学んでいることを評価する。

項目	評価	着眼点
23. 子ども一人一人は、自己決定する力を育てるための支援をうけている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントされているかどうか ・自己決定する力を育てることが妥当かどうか ・利用者（子ども）が自ら選択できるような支援の工夫ができていないか？（カード等、絵） ・支援機器の有無 ・選択肢を提示しているか 重心 インタビュー 重心児の反応、表現等をしっかり読み取るような研修の有無
24. 子ども一人一人は、助けを求めていることや拒否を表現できる環境設定や支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントされているかどうか ・目標が妥当かどうか ・利用者（子ども）が自ら表現できるような支援の工夫ができていないか？（カード等、絵） ・支援機器の有無 重心 インタビュー
25. 子ども一人一人は、余暇スキルのレポーターを増やすための支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントされているかどうか ・目標が妥当かどうか ・余暇スキルを増やすための支援が行われているかどうか
26. 子ども一人一人は、可能な限り、自分の時間や物、行動などを自分で管理することを学び、行っている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども自身の物や時間の管理がどの程度できているかアセスメントされているか ・支援目標に、自分の物や時間の管理について学ぶことが含まれているかどうか
27. 子ども一人一人は、可能な限り、自分の役割（食事の手伝い・掃除等自立に向けた）をもち、最後までやり遂げている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの役割に関する目標の記載がある ・役割が強制的になり、過度な負担にならないような配慮がされている ・役割が周囲から認められている
28. 子ども一人一人は、必要な時に自分に合った方法で地域生活に必要なことを学んでいる	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点で必要な地域生活スキルがアセスメントされているか ・必要な地域生活スキルが同定され、それに対する支援が行われているか
29. （入所施設）本人の能力と特性に応じた教育を受ける機会が提供されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の能力と特性に応じた教育環境の選択肢の提示の有無

解説

子どもが自己決定する力を育てるために、主に表出性コミュニケーションの支援を受けているかをチェックする。表出性コミュニケーションの指導には言語による表出に加えて、必要な場合は絵カードなどの視覚支援、PECS、拡大・代替コミュニケーション (Augmentative and Alternative ommunication, AAC)などが活用されることが望ましい。

子どもに対して「支援を求める」「拒否をする」機会が保障され、その意思を表出するための支援がなされていることに特に注目する。支援者によっては「手伝って」「嫌」などの表現を子どもがとることは不適切と判断し、無視したり「がんばって」などと励まし結果とし「援助要請」や「拒否」する表現の機会をうばいがちである。「援助を要請したり、自分の意に案することを拒否することを尊重する態度を支援者がとっているかどうか」が評価される。「援助要請」「拒否」の指導には言語による表出に加えて、絵カードや文字カードなどの視覚支援、PECS、拡大・代替コミュニケーション (Augmentative and Alternative ommunication, AAC)などが活用されることが望ましい。

余暇スキルの支援は忘れられがちであるが、子どもの現在・将来のQOLを高め、保護者の負担を軽減するためには重要なスキルである。余暇スキルの支援も意識しているかを確認する。

子どもが自分でできることを職員がしたり、子どもを必要以上に管理したり、集団活動を優先することは子どもの自立を妨げる。子ども一人一人が自分のことを自分自身で管理していることを評価する。

自分は無くてはならない存在であると思うことは、人との関係においても、自立していく上でも重要である。部分的な参加であっても、その役割を担い、最後までやり遂げていることを評価する。

地域で生活するスタイルは子ども一人一人違う。そして、成長発達する中で変化していく。地域生活に必要なことを学んでいることを評価する。

入所施設においても、できる限り教育を受ける機会が保証される。また学校選択においても、本人の能力と特性に応じた教育が受けられるように配慮されているかをみる。例えば、近隣の特別支援学校以外の選択肢がないような状態は避けねばならない。

D. 支援者の専門性：個別支援計画 一個に応じた支援とライフコース		個別ファイルとインタビュー
項目	評価	着眼点
30. 子ども一人一人は、次のライフステージに応じた将来の夢や希望を実現するための話し合いに、可能な限り参加している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの将来の夢や希望が書かれている ・個人支援計画作成に、可能な限り子ども自身が参加する機会がある
31. 保護者（および可能な範囲で子ども自身）は、個別支援計画の作成に参加している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画への参加者の記録 ・（重心）計画の話し合いに同席しているか
32. 個別支援計画の目標の主語は、利用者である	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の主語が利用者であるか （間違った例：～できるようにサポートします、は主語が事業者である）
33. 子ども一人一人は、現時点で必要なスキル獲得に向けた目標が設定され、支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・支援目標に現時点で必要なスキル獲得に向けたものが含まれているかどうか
34. 子ども一人一人は、近い将来に必要なスキル獲得に向けた目標が設定され、支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルージョンの観点から、支援目標に近い将来に必要なスキル獲得に向けたものが含まれているかどうか
35. 子ども一人一人は、個別支援計画において、6ヶ月以内に達成が見込まれる具体的な目標が設定されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・支援目標が測定可能な客観的で具体的な内容になっているか ・6か月以内に達成が見込めるか ・達成の有無、程度を何らかの形で測定しているか
36. 子ども一人一人は、個別支援計画において、獲得したスキルを幅広い生活場面で使うための内容が盛り込まれている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所で獲得したスキルを生活場面や学校等で使用するための計画をたてているか ・家庭や学校で使用するための伝達がされているか
37. 支援者は、子どもに多様な体験を提供できるような支援を計画している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な体験メニューの用意の有無 ・事業所の活動一覧表（月間スケジュール等）
38. 保護者に向けた書類（個別支援計画や検査報告書等）は、保護者に分かりやすく、専門用語を使わず、子育ての参考や子供の理解につながるような内容である	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が理解できるような平易な表現になっているか

解説

将来の夢や希望は子ども一人一人違う。子どもの夢や希望を実現するための話し合いに子どもが参加し、子どもの意思が反映されていることを評価する。

個別支援計画の作成は支援者のみが行うことなく、保護者の要望や考えに配慮して作成されているかをみる。また可能な範囲で子ども自身の希望が反映されているかについてもチェックする。(ガイドライン)

支援目標は子ども目線にたって考えることが求められており、目標の主語も子どもであることが望ましい。子どもを主語にすることで、その目標が子ども自身が望むものであり、子どもにとって無理のない目標であることがより明確に意識されるようになる。

子どもは現時点で家庭や保育所・学校等で必要なスキルを把握され、そのための支援を受けていることを確認する。その際に子どもの負担が過大にならないために、現在の子どもの能力や現在獲得すべきスキルの優先順位を考慮することが大切である。

子どもは近い将来に家庭や保育所・学校等で必要なスキルを把握され、そのための支援を受けていることを確認する。その際に子どもの負担が過大にならないために、現在の子どもの能力や現在獲得すべきスキルの優先順位を考慮することが大切である。基本的には、近い将来に必要なスキルよりは、現在必要なスキルが重視されるが、インクルージョンの観点から、事前に学んでおくべきスキルがある。

ガイドラインでは概ね6ヶ月に一回以上モニタリングを行うことになっている。個別支援計画立案の際には6ヵ月以内に達成が見込まれる具体的な目標を設定する必要がある。具体的でないで達成できたかどうか判断できないからである。例えば「コミュニケーションを伸ばす」「対人交流が増える」「多様な経験をする」なども目標は抽象的すぎて、どのようにも解釈され達成できたかどうかは恣意的に判断されやすい。例としては「要求をカードで表現できる」、「集まりの時間に〇〇ゲームに10分参加できる」などの具体的な達成目標が記載されているかを確認する。

個別支援計画で目標にしたスキルは事業所内や家庭内でのみで必要なものではなく、将来の自立を目指した生活場面で使うことが意識されているかをみる。例えば、コミュニケーションスキルの獲得に関して事業所内でおやつや食事の場面など限定した場面で獲得されれば良しとするのではなく、保育所や家庭などの他の場面でも活用することを考慮した支援内容になっているかをチェックする。

支援者と漫然と同じプログラムを長期にわたって続けないように注意する。子どもの興味・関心に合わせてプログラムに適度な変化をもたせ、毎回同じことの繰り返しにならないように注意し、子どもが多様な体験を味わえるように支援計画を作成することが必要である。

個別支援計画や検査報告書は保護者が読んでわかるように専門用語をできるだけ使わないなどの配慮がなされている。保護者の考え方や理解力に配慮した記述がなされているかも確認する。

E. 支援者の専門性：支援環境の整備 一人に応じた支援		観察とインタビュー
項目	評価	着眼点
39. 子ども一人一人は、活動エリアが明確に設定され、本人が最も理解できる方法でスケジュールが提示された支援環境を提供されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が理解できる方法でのスケジュール提示の有無 ・スケジュール提示の方法（縦一列 or 縦横ミックスなど） ・評価者が事業所を訪問したときに、どこまでが玄関（土足OK）で、どこに靴をしまえばいいか尋ねることなく理解できるか
40. 子ども一人一人は、自立やスキル獲得を促すために家具のレイアウトが配慮されたり、必要な物が用意されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・教材や遊具、家具のレイアウト
41.（重心項目）子どもの環境は、障害に応じた整備がされており、また必要な道具が準備されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な整備、必要な道具がアセスメントされているか ・部屋の構造 ・道具の種類
42. 子ども一人一人は、過剰な感覚刺激に晒されないように、環境上の配慮がされている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚面の過敏さがある子どもの把握と対応の有無 ・感覚刺激の利用への配慮の有無
43. 子ども一人一人は、必要に応じて個別の部屋の使用が認められている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて個別の部屋を使用するなどの記述があるか ・個別に使用できる部屋があるか
44. 子ども一人一人は、可能な限り、生活の中で自分の好みが反映されるように配慮されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の好みに関する記載があるかどうか ・好みを反映する方法が記載されているかどうか
45. 子ども一人一人は、支援者から穏やかな声や表情で対応されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の声のトーンについて、穏やかであると評価者が主観的に感じるか ・支援者の言葉遣いは、利用児の年齢および理解力に応じたものか ・支援者の表情について、笑顔が多いと評価者が主観的に感じるか
46. 子ども一人一人は、気の合う、信頼できる人とやりとりをしている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが人と笑顔でやりとりしている時間が相対的に長い

解説

子どもが、いつ、どこにいるべきか混乱しないように、どの時間にどの活動エリアにいるかを明確に指定する必要がある。これは、子どもが混乱しないためであって、支援者の恣意的に子どもの活動を制限するものではない事に留意する。

子どもの自立やスキル獲得を促すための教材や遊具が十分にあるか、さらに教材や遊具を子どもが使用しやすいように家具のレイアウトなどが配慮されているかをみる。

重症心身障害児の場合は、バリアフリーであることは当然ながら、食器類など日常的に使用する道具も特別な仕様を要する場合があります、それぞれの子どもに適した必要な道具が整備されている必要がある。

障害特性により、音や光、触覚刺激などの感覚刺激を苦痛の感じる子どもがいる。そのような場合、子ども一人ひとりの感覚の受け止め方の違いに配慮しているかどうかをみる。（ガイドライン）

子どもの特性によっては常に集団の中にいることが苦痛な場合がある。そのような場合に柔軟に個別の部屋や子どもが安心できる空間を設定しているかどうかを評価する。

子どもを理解するためには、子ども一人一人の好みを知ることが基本となる。その上で、個別に配慮が必要な場面を検討し、子ども一人一人の好みが生生活や活動に反映していることを評価する。

支援者が子どもに対して威圧的・高圧的な態度で接することがないこと、子どもが不安感や無力感を感じないように穏やかでフレンドリーな雰囲気と接しているかを確認する。

人との関わりを広げたり、深めるためには、子ども一人一人にとって気の合う人や信頼できる人が必要である。人とのやりとりについて評価する。

項目	評価	着眼点
47. 子ども一人一人は、自分が理解できるように支援内容と方法についての情報提供を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの支援に関するインフォームドコンセントがされているかどうか ・支援の際に、言葉、文字、写真、絵、ジェスチャー、サイン、実物等を利用し、情報を理解できるよう工夫されているか ・補聴器やメモ用紙、メガネ、拡大鏡、点字本等、必要な道具を使用できる環境があるか ・全体に話したことを個別に伝えたり、静かな場所で伝えたり、理解しやすい工夫をしているか
48. 子ども一人一人は、スキルの獲得に際して、その自立的使用に必要な適切な補助を伴った支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの自立を促すための補助の程度のバリエーション（身体介助、モデリング、指さしでの指示、言語指示、視覚支援）の理解 ・子どもに現段階でどんな補助が必要かを把握しているか ・補助の度合いを減らすように計画しているか ・必要以上に補助していないか（例：全員に身体介助等）
49. 子ども一人一人は、できる限り失敗せずに学んでいる	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り失敗せずに学習できるような計画が記載されているか ・失敗せずに学んでいるかどうか
50. 子ども一人一人は、ほめられる機会と失敗しても修正できる機会をもっている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・褒められる機会が多くみられるか（多さの基準は主観でよい） ・できるだけ失敗せずに学ぶように努力するが、それでも失敗した場合にやり直して成功できる機会があるか
51. 子ども一人一人には拒否の意思表示が保障され、可能な限り、その意思が受け入れられる、あるいは代替案が用意されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・拒否の意思を表明した場合、可能な限り受け入れられているか ・一方で、支援目標に関することは、必要な変更や修正を行い、できる限り参加を促そうとしているか
52. 事業所は、統一した書式で、サービス提供内容を記録している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日のサービス提供記録所の有無 ・事業所内で統一した書式かどうか

解説

理解の仕方は子ども一人一人違う。子どもが理解できる支援内容と方法であることを評価する。

スキル獲得の指導をする際に、支援者がどの程度の補助をするかを常に意識し、将来は自立してスキルが使用できるように、支援の度を減らしていきけるように指揮をしているかどうかを確認する。このことは、すべて子どもにやらせるということを意味しない。環境調整や待つことで子どもが自立してできることを、時間がないなどの理由で支援者が肩代わりしてないか、過剰な支援をしていないかといった視点で確認する。

スキル獲得の指導をする際に、間違っただよように教えられると間違っただよように学習し、正しく教えられると正しく学習する。子どもはエラーの修正が難しかったり時間がかかる場合も多く、これらの観点から、できるだけ失敗せずに学べるような工夫が必要である。成功体験を積むということは、支援目標にされるべきではなく、支援のプロセスとして重視されるべきである。

子ども一人一人をほめて育てること、失敗しても修正できるような環境を準備することは重要である。できる限り失敗せずに学ぶ工夫をするが、それでも失敗した場合に再度チャレンジする機会があることを評価する。

子どもは自分の嫌なこと、能力に適合しないことを強要されることなく「拒否をする」ことが保障され、可能な限り、その意思が尊重される。子どもは自分の嗜好に合わないこと、障害特性上困難なこと、自分にとって意味のわからないことについては拒否しても良いことが保障され、その意思は尊重される。

その日その日の支援内容が客観的に記載されているかどうかをみる。例えば「今日も落ち着いて過ごしました」「問題なかったです」「楽しく過ごしました」などの曖昧な記載でなく、プログラムの内容、子どもはそれに無理なく楽しく参加できたのか、設定した課題は達成されたのかなどの記載があることが望ましい。ガイドラインでは支援内容の記録を徹底することが求められている。効率的かつ過不足なく記録をするためには統一した書式で行うことが望ましい。どのような記録がなされているかを確認する。

項目	評価	着眼点
53. 子ども一人一人の行動変化は、毎回、直接観察により継続的に数量的に評価されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・毎回のサービス提供記録の有無 ・記録された内容が文章での記述のみではなく、チェックリスト形式になっているかどうか
54. 子ども一人一人は、地域の公園や文化・スポーツ施設等に外出する機会が提供されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の講演や文化・スポーツ施設等に外出する機会提供の有無
55. 子ども一人一人は、本人の意思や好みに応じて地域の行事に参加したり、地域の人とふれあう機会を提供されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> 本人の意思や好みに応じて地域の行事に参加したり、地域の人とふれあう機会を提供されているかどうか
56. 子ども一人一人は、食事を楽しく食べている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・偏食等のアセスメントの有無 ・過度な偏食指導は行われず、適切な支援がされているかどうか ・子どもの笑顔が相対的に多いか
57. 子ども一人一人にとって、その空間は適度なスペースで清潔に保たれ、快適に過ごしている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもにとって適度なスペースがアセスメントされているか ・必要なスペースが確保され、清潔に保たれているか（清潔さの判断は評価者の主観でよい） ・子どもの笑顔が相対的に多いか
58. 子ども一人一人は、自分のペースで動けるように配慮されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・注意が散りやすいために、行動が遅くなっているかどうかを確認する ・その場合は、適切な対応が考えられているか ・そうでない場合は無理に急かすことなく、本人のペースを尊重しているか
59. 事業所は、支援者や家族による虐待の可能性について考慮しており、その疑いがある場合、適切な機関に報告している	2・1・0・9	<p>インタビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待の可能性を考慮しているか ・これまでに報告経験はあるか
60. (入所) 子どもは、家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊ぶ機会が提供されている	2・1・0・9	<p>事業所インタビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊ぶ機会提供の有無
61. (入所) 子ども一人一人は、同性・異性の友人と交際する自由が保障されている	2・1・0・9	<p>事業所インタビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同性・異性の友人と交際する自由の有無

解説

毎回の指導の記録は単なる印象や紋切り型の記載ではなく、個別支援計画に沿って支援目標の達成度等や、課題となる行動がある場合はその頻度などが客観的・数量的に記載されていて、目標の達成度が可能な限り客観的に記載されているかを確認する。

現在・将来の子ども地域とのつながりを促進するために子どもは地域の社会資源を積極的に利用できる機会が確保することが望まれる。実際に事業所の外部の講演や子ども向けの施設を活用するための支援を受けているかを確認する。

現在・将来の子どもと地域とのつながりを促進するために、子どもは地域の行事に参加するなどして、地域の人と触れ合う機会が提供されていることが必要である。その際に、単に参加するだけでなく子どもが不安なく楽しめて参加するための子どもの障害特性や嗜好への配慮があることを評価の対象にする。

食べ物の好みや食べる早さ、摂取量など、子ども一人一人違う。食事の時間や場所、雰囲気などにも配慮する必要がある。食事を強要したり、制限していないかを含め、子ども一人一人の視点から食事を楽しく食べているかを評価する。

同じ空間であっても、適度なスペース、清潔、快適に過ごすことは子ども一人一人違い、職員も同じように違う。適度なスペースと清潔が保たれた上で、快適か快適ではないかを子ども一人一人の視点から評価する。

自分の意思を伝えたり、状況を理解するためには、そのための時間が保障される必要がある。子ども一人一人のペースに合わせていることを評価する。

職員によるいじめや虐待については、潜在する危険性も含めて徹底防止に努める必要がある。虐待の危険の早期発見に努め、万が一虐待が認められた場合には、児童相談所など関係機関と連携し、速やかに対応することが重要である。

入所施設の子どものは、家族に会う機会や入所施設以外の友人と遊んだり連絡をとる機会が保障され、制限されてないことを確認する。特別の理由がある場合は、その理由が明確に記載されていることが必要である。

子どもは同性、異性を問わず友人と交際する自由が保障されていることを確認する。直接会うこと、電話やメール、SNSなどを利用した交際を制限することはあってはならない。特別に制限する必要がある場合はその理由が明確に記載された記録が必要である。

F. 支援者の専門性：連携およびソーシャルインクルージョン		インタビュー
項目	評価	着眼点
62. 支援者は、チーム連携による発達支援を実施している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供前のミーティング ・チームの役割の明確化 ・前回の子どもの様子を踏まえ、その日の対応を改善しているか
63. 支援者は、子どもの支援について定期的に支援者間でミーティングを行っている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者間ミーティングの有無（頻度） ・ミーティング記録の有無 ・ミーティング内容
64. 支援者は、ケース会議を定期的に行っている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・支援者間ミーティングの有無
65. 支援者は、関係する職員間で支援の実効性に資する情報共有を行っている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有の方法について確認する ・状況の伝達のみならず、支援の実効性に資する情報が共有されているかどうか
66. 支援者は、地域の関係者会議に出席している	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者会議の出席の記録
67. 子ども一人一人の支援の目的と内容は、事業所、家庭、関係機関で共有されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者会議 ・関係機関連携記録 ・事業所内相談記録 ・家庭連携記録（連絡帳等）
68. 支援者は、子ども一人一人が所属している保育園、学校、医療機関等と積極的に連携をとっている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・連携の記録の有無

解説

特定の支援者のみが担当の子どもの支援に関与するのではなく、子どもの支援をチームとして行っているかどうかを確認する。特定の支援者としてしか関係がもてないことは支援の継続性が保てないリスクや支援方針が特定の支援者の独善になるリスクがあることを考慮する。

支援者によって子どもの接し方が異なると子どもも親も混乱する。機関として一定の支援方針で接するためには支援者間のミーティングを定期的に行い、これを確認する。（ガイドライン）

子どもの支援について、担当者の独善にならないように指導的な立場のスタッフも含めて複数の支援者が集まりより良い支援を行うために研鑽をしているかどうかを確認する。事業所内において実際にケース会議が行われているかを記録などで確認する。最低でも年に2回は必要である。ケース会議を行っている場合でも、会議録のチェックやスタッフへのインタビューにより、発言者が限られていないか、活発で率直な意見交換が行われているかを確認する。

支援が実際に効果をあげているかどうか確認するためには、一人の支援者が特定の場面で判断するのではなく、できるだけ多様な支援現場で関係する職員が情報共有を蜜に行って子どもの全体像を把握する必要がある。そのような意識をもって情報共有を行っているかを確認する。

障害のある子どもの発達支援は様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要がある。自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会、自治会の会合等に積極的に参加しているかどうかを確認する。

子どもの支援の目的や内容が事業所、家庭、関係機関で異なると子どもが混乱する。子どもの混乱を最小限にするために、事業所、家庭、関係機関で目的や支援内容に一貫性があるかをみる。

障害のある子どもの発達支援は様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要がある。支援者は子どもの発達支援の継続性を図るため保護者の了解を得た上で保育園、学校、医療機関等と積極的に連携をとっているか確認する。医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども、主治医のある発達障害の子どもなどについては医療機関と連携した支援が必要である。また、子どもの事故や怪我、疾病などにそなえ近隣の協力医療機関を予め定めているかを確認する。

項目	評価	着眼点
69. 子ども一人一人が、安心して受診できる医療機関との繋がりを得られるように努力している	2・1・0・9	・子どもに医療機関とつながりをもっておくよう、家族にすすめているかどうか
70. 子ども一人一人は、次のライフステージ、関係機関、一般施策機関への移行に際して、支援が途切れなため引継ぎを受けている	2・1・0・9	・引継ぎのための資料の有無
71. 支援者は、訪問支援（保育所等訪問支援、家庭訪問等）において、行動観察と関連情報の収集に基づいた適切な助言を行っている	2・1・0・9	・保育所等訪問支援事業の有無 ・保育所等への助言の適切性の確認（主訴に対する必要な情報の収集、子どもの特性と見立て、助言の一貫性・妥当性を確認する）
72. 事業所は、保育所等訪問支援により、子どもの集団生活の場での直接支援を行っている	2・1・0・9	・保育所等訪問支援の実施の有無
73.（保育所等訪問支援）事業所は、保育所等訪問支援に、適切な経験ある支援者を派遣している	2・1・0・9	・保育所等訪問支援の有無 ・派遣する支援者の障害児支援経験年数（ ）
74.（保育所等訪問支援）支援者は、訪問前に家族や保育所等との調整を行っている	2・1・0・9	・事前調整の有無 ・事前調整の内容（ ）
75.（保育所等訪問支援）保育者は、支援担当者から専門用語を多用されず、分かりやすい表現で、説明を受けている	2・1・0・9	・保育者が理解できるような平易な表現になっているか

解説

安心して受診できる医療機関との繋がりや子どもが成長発達していく中で不可欠である。急な病気や怪我等緊急時の対応だけでなく、普段から医療機関との関係について努力していることを評価する。

子ども一人一人は、次のライフステージ、関係機関、一般施策機関への移行に際して、支援が途切れないために支援者が適切に引き継ぎをしているかを確認する。引き継ぎ内容は事業所で行った子どもの特性、支援内容、達成した課題、未達成の課題、有効だった支援方略、効果の乏しかった支援方略などが含まれる。

訪問支援をする際には、支援者は一人一人の子どもの特性を行動観察と関連情報の収集に基づいて把握し、一般論ではなく個々の子どもの嗜好や障害特性に基づいた助言を行っているかを確認する。

適切に保育所等訪問支援事業を行っている事業所は地域との連携を図ることに貢献していることが評価される。

保育所等訪問支援事業では事業所の訪問支援員が保育所や学校に報恩して子どもを直接支援するとともに、保育士や教員などの接し方や環境調整の助言をする必要がある。そのためには、事業所内で一定以上のスキルや経験のある支援者を派遣する必要がある。支援者の選択を適切に行っているかを確認する。

保育所等訪問支援事業では、支援場面が保育所や学校等の第三者であり、訪問の目的や支援の内容などについて保育所や学校、保護者と事前の調整を十分に行う必要がある。本事業の周知度は必ずしも高くないため保育所や学校側が得られない場合もあるが、そのような場合に事前に事業の意義や機能を説明するなど必要な調整を行っているかを確認する。

保育所等訪問支援において、保育者は、支援担当者から、保育者や教師等が十分に理解できるように保育者等の知識や経験にあわせて分かりやすい表現で納得できるような説明を受けているかを確認する。

G. 支援者の専門性：家族支援		家族アンケートとインタビュー
項目	評価	着眼点
76. 保護者は、子育てに関する自分自身のニーズに対する支援を受けている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てニーズに対する相談機会提供の有無 ・頻度（ ）
77. 保護者は、保護者自身の価値観を尊重されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・価値を尊重されていると感じるかどうか（主観でよい）
78. 保護者は、子どもの特性理解に向けた支援者との話し合う機会を提供されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの特性理解にむけた相談機会提供の有無 ・頻度（ ）
79. 子ども一人一人の日常や療育機関、施設での様子は、定期的に家族と支援者間で情報共有がなされている。	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に情報共有されているか
80. 保護者は、定期的に支援者との面談の時間を提供されている。	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・面談の有無 ・頻度（ ）
81. 保護者は、支援者に話を個別にあるいは集団の場で傾聴してもらう機会を提供されている。	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・話を個別にあるいは集団の場で傾聴してもらう機会提供の有無 ・頻度（ ）
82. 保護者は、子どもの療育や支援の目標・アイデアを支援者と共有する機会を頻繁に提供されている。	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・療育や支援の目標・アイデアを支援者と共有する機会の有無 ・頻度（ ）
83. 保護者は、支援者から、子どもの発達課題に家庭で取り組むための手続きや工夫を指導されている	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達課題に家庭で取り組むための手続きや工夫の指導の有無
84. 保護者は、子どもへの支援の記録を共有できるシステムが提供され、利用可能である	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・支援記録を共有できるシステム提供の有無 ・頻度（ ）
85. 保護者は、支援者から子どもの情報を適切に伝えられ、相互共有できている。	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の意見 ・サービス提供記録
86. 家族の状況について、家族自身が感じていることと支援者が理解していることに大きな齟齬がなく、共通認識がある	2・1・0・9	<ul style="list-style-type: none"> ・齟齬がなく共通認識があるか尋ねる

解説

保護者は、子育てに関する自分自身のニーズについて実際の支援を受けている。例えば、保護者自身に医療が必要なときは、地域で可能な限り適切な医療機関を紹介してもらえらる。

保護者は、子育てや障害理解について、個別の価値観をもち、そのあり方は多様である。支援者は自身の価値観を押し付けることなく、保護者の価値観を尊重することが求められる。(ガイドライン)

保護者は、子どもの障害特性を理解できるように支援者から専門的な視点からわかりやすく説明され、自分自身の疑問についても率直に話し合う機会が提供されている。具体的には掲示や広報誌、ホームページなどで、保護者の相談に応じる準備があることなどが明示されていることが必要である。(ガイドライン)。

日常の様子と事業所の様子を情報共有することは、お互いの信頼関係を構築する土台となるものである。どのように家族と支援者間で情報共有がされているかを評価する。

保護者は自ら特に希望しなくても、支援者側が定期的に面談の時間を設定している。保護者によっては自ら面談を希望することを遠慮する人もいる。支援者によっては面談を要望する保護者の対応に追われて、要望しない保護者とはほとんど面談しないこともある。すべての保護者に面談の機会が提供されていることが重要である。

保護者の訴えはさまざまであり、支援者からみると不合理であったり些細なことの思える訴えもある。折角保護者が訴えても、支援者が否定的であったり軽視するような態度をとると保護者は支援者に話さなくなる。また保護者によっては支援者と1対1の場面より集団場面のほうが話しやすいという人もいる。保護者の性格などに合わせて、相談の場も多様であることが望ましい。支援者は保護者の訴えの内容がどのようなものであっても傾聴することが望ましい。

フォーマルな面談は半年に一回程度と限られていることが多い。それだけでなく、通常の送迎の場などで日常的に支援者と子どもの支援の目標やアイデアを共有するようなコミュニケーションの場が確保されていることを見る。

家庭での子どもの支援も重要である。家庭での接し方について保護者がどのように取り組むべきか専門家としての知見を活かして保護者の支援を行っているかを確認する。

事業所が管理する子どもの支援記録などを紙媒体、ネット上などで保護者と共有できるシステムがある。

支援者は保護者に子どもの正確な情報を伝える必要がある。送迎の時の短時間の立ち話だけでなく連絡帳などに子どもの状態を記載することや、定期的に個別の面談がされているかを確認する。また伝えられる情報は療育場面だけでなく知能テストなどのアセスメントの結果や支援者会議の開催などについても情報伝達を行い、子どもの支援に関することが相互共有できていることが必要である。

子どものニーズと家族のニーズは全て合致するものではないため、調整が必要な場合がある。個別支援計画を計画、実行、評価する中で家族と支援者の共通認識を評価する。

項目	評価	着眼点
87. 保護者は、子育てに関する困難や不安を感じる点について支援者と話し合う機会を提供されている	2・1・0・9	・子育てに関する困難や不安を感じる点を話し合う機会提供の有無 ・頻度（ ）
88. 保護者は、子どもの将来の状態像とのつながりがわかるよう配慮された情報提供を受けている	2・1・0・9	・進路や将来のことについてどれだけ情報提供されたか
89. 保護者は、支援者から共感的に支援されている	2・1・0・9	・共感的に支援されていると感じるかどうか（主観でよい）
90. 保護者は、支援者と同等の立場で支援を受けている	2・1・0・9	・同等の立場で支援されていると感じるかどうか（主観でよい）
91. 保護者は、保護者同士で交流する機会を提供されている	2・1・0・9	・保護者同士の交流会の機会提供の有無
92. 保護者は、保護者対象の勉強会の機会を提供されている。	2・1・0・9	・勉強会の有無 ・頻度（ ）
93. 保護者は、先輩保護者と交流する機会を提供されている。	2・1・0・9	・先輩保護者との交流会の有無 ・頻度（ ）
94. 祖父母は、保護者の求めに応じて、孫をよりよく理解するための支援を受ける機会を提供されている	2・1・0・9	・孫を理解するための支援機会提供の有無 ・頻度（ ）
95. 保護者は、きょうだい児やきょうだい関係について相談する機会があり、配慮事項や助言が提供されている。	2・1・0・9	・きょうだい関係についての相談機会提供の有無 ・頻度（ ）

解説

保護者は子育ての困難や不安を感じる点について、相談を希望したときは支援者が話し合う機会を適切な時期と時間で設定することが普段から提供されているかを確認する。

保護者は子どもの将来の状態についての予測が立てにくく不安になっていることが多い。そのため支援者は保護者に対して子どもの現在の状態と、将来予測される状態像の両方について情報提供を行うことが望ましい。

保護者の子育てや障害に対する理解は必ずしも支援者と一致しているわけではない。また、理想的な子育てが可能なのはごく一部の保護者であり、保護者の多くは自分の子育てに対して不安全感や不安感、葛藤を抱えている。また抑うつ状態や発達障害特性のある保護者もいる。それぞれの保護者が持つ不安感や不安全感に対して共感的に接する姿勢が支援者にあるかを確認する。

保護者と支援者は対等の立場で、共同して子どもを支援することが必要である。支援者が上から目線で保護者を指導するような関係ではなく、支援者は保護者の話を謙虚に聞く姿勢があるかを確認する。

事業所は、父母の会の活動を支援したり、保護者会を開催したりして保護者同士のつながりを蜜にできるような支援をしているか確認する。その際に保護者のみで話し合える機会を提供することにも留意する。職員のいない場で保護者だけで本音で語りあえる場を提供することが望ましい。

保護者は事業所が主催する保護者対象の勉強会に参加する機会が提供されている。勉強会の内容は障害理解、支援方法、福祉制度、法制度などがテーマになる。

事業所は、かつてその事業所を利用した子どもの保護者と、現在の利用中の保護者との交流する機会を設定している。

祖父母は、保護者が求めれば、孫の障害特性や家庭内での接し方のアドバイスを受ける機会が提供されているかを確認する。具体的には掲示や広報誌などで、保護者の相談に応じる準備があることなどが明示されていることが必要である。（ガイドラインにはない）。

保護者は、求めればきょうだい児やきょうだい関係について支援者と相談する機会があり、きょうだいへの配慮等について支援者と相談できる機会が提供されているかを確認する。具体的には掲示や広報誌、ホームページなどで、保護者の相談に応じる準備があることなどが明示されていることが必要である。（ガイドラインにはない）。

解説

支援計画が適切に実施されているか、支援効果を何らかの方法で検証しているかを確認する。最低でも半年に一回程度効果検証を行っているかをみる。効果研修が形式的ではなく適切に実態に合わせた検証が行われているかを具体的な事例を複数聞き取り確認する（ガイドライン）

家族が全体として事業所のサービスに満足しているかどうかを聞き出す。家族による評価と事業者の自己評価に乖離がないかも確認する。

個々の子どもが事業所のサービスに満足しているかどうかを聞き出す、あるいはアンケートなどで評価する。子どもが年少や障害のために表現できないときは、子どもが楽しめているかどうかを保護者インタビューや直接観察などで評価者が判断する。

個々の子どもの特性や嗜好に配慮した指導をしているかどうかを評価する。一部の機関では、個性や多様性を無視した画一的な全体プログラムが実施されている。この項目は他の項目の評価が終わった後に総合的所見として評価する。（ガイドライン）

支援者は「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」等の公的なガイドラインについて熟知しており、それに沿った支援をしている。それは個々の子ども、すべてに適応される。（ガイドライン）